

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第3編 関連法の活用

第1章 刑法、民法、不正競争防止法

特許や意匠といったタイで保護されることの出来る知的財産権は、タイ国内で登録されなければならない。もしタイ国内で登録されていない知的財産権は、知的財産関係法にて保護されない。一方、刑法は、特許、意匠、著作権法に対応していない。刑法は未登録の商標に対して適用される。しかし、民商法の不法行為に関する規定は、もし知的財産権者を侵害する違法行為がある場合には、あらゆる知的財産の違反について適用される。

.....

1-1. 刑法(The Penal Code)

商標法のもとで保護される商標は、タイで登録されていなければならない。未登録の商標についても、もしそれが著名商標である場合には商標法により保護される。(商標法では「著名商標」の直接的な定義はない。参考となる条文は商標法第8条(10)、及び「著名商標の登録に関する知的財産局規則2005年」)

未登録の商標は商標法によっては保護されないが、刑法の第7章「貿易に関する侵害」の下記の規定により保護される。

刑法:

第271条: 商品の出所、性質、品質もしくは質量に関して買い手を騙す意図で、不正にもしくは詐欺的なあらゆる方法を使って、商品を販売した者は、もしその者の行為が不正行為及び詐欺行為を構成しない場合には、3年以下の禁錮刑もしくは6千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。

(注: 上記行為が詐欺罪を構成する場合には、別途、タイ国刑法第341条-348条(第3章 詐欺罪)が適用される。)

第272(1)条: 一般の人々に対して他人の商品もしくはビジネスであると信じさせることを目的として、他人のビジネスに使用されている名前、写真、絵、あるいはその他の内容を使用したり、もしくは商品、包装、包装に使用する物に表示したり、内容を記載したり、価格を表示したり、もしくはビジネスに関する手紙もしくはその他の物に表示した者は、1年を超えない禁錮刑もしくは2千タイバーツの罰金、あるいはその両方を科せられる。

第274条: 他人の登録商標を模倣した者は、たとえそれがタイ国内外で登録された商標であっても、その者の登録商標であると一般の人々に信じさせることを目的とした場合、その者は1年以下の禁錮刑もしくは2千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。

刑法下での侵害行為は、訴状が捜査官に提出された後に、権利者と侵害者が和解することは出来ない。刑法下の懲罰及び罰金はとても小さいので、効果的な方法であるとは言えない。

1-2. 民商法(The Civil and Commercial Code [CCC])

第420条: 意図的にもしくは不注意により、法に違反して、他人に対して命を落とす程度の損害を与えたり、身体に危害を与えたり、健康あるいは自由を犯したり、財産や権利を侵害した者は、その行為に対する賠償行為を行わなければならない。

第421条: 他人に危害を及ぼすことを目的として行為を行うことは非合法である。

民商法(CCC)の不法行為に関する規定では、法に反して生命、身体、健康、自由を侵害することは不法行為である。知的財産に反する違法行為も、知的財産権者の権利を侵害する不法行為であるため、民商法(CCC)を適用することが出来る。商標権者は、パッシングオフについて民事手続きを取ることが出来るが、商標が許可無く使用されたことによりその者やその者のビジネスに侵害が生じたということを証明する義務がある。

正規権者は、侵害者に対して永久的差し止め命令を要求し、侵害により生じた実際の損害を回復することが出来る。著作権者や特許権者についても同様に民商法の不法行為の規定を適用することが出来る。

1-3. 不正競争防止法 (The Unfair Competition Law)

タイでは、不正競争防止法を公布していない。公平な取引について今のところ存在している法律は、価格固定及び独占禁止法(1979年)(The Prices Fixing an Anti-monopoly Act) と、競争事業法(1999年)(The Trade Competition Act) である。競争事業法の第 25-29 条、第 30 条によると、事業者が、競争を制限しているか、もしくは不公正な取引実務や行為と考えられる事業取引に関わることは禁じられている。

1-4. ドメインネーム

タイネットワークインフォメーションセンター (Thai Network Information Center, THNIC) は、タイでの国コードトップレベルのドメイン名の登録について責任を負っている。国コードトップレベルとしては、7つの第2レベル名が定義されている。

- .co.th (営利法人及び企業)
- .ac.th (学術機関)
- .go.th (政府機関、例えば政府各省庁や組織)
- .net.th (インターネットサービス提供者)
- .or.th (非営利団体)
- .mi.th (軍の使用)
- .in.th (個人若しくは企業)

登録するために、ドメインネームは文字、数字やハイフンから構成されなければならない。登録できるドメインネームは、その組織の求める名前から成り立たなければならない。

タイネットワークインフォメーションセンター (THNIC) では、タイ商標法やその他の法律を犯すドメインネームの登録は受け付けないという登録方針を持っている。ドメインネームとして “.co.th” を使用したい民間企業は、商務省の商業登録局で登録された会社でなければならない。また外国企業は、タイに連絡先がなければならない。

ドメインネーム申請には、例えば会社登記簿、付加価値税登録証明書は、申請されたドメインネームが会社名と同じか非常に類似していることを証明するための補充書類が提出されなければならない。

外国企業がドメインネームを申請するとき、現地代理人は、親会社による同意書、及びその登録の詳細を示す書類を提出しなければならない。

申請フォームは、下記の **WEBSITE** にて入手でき、フォームや説明は英語及びタイ語対応である。詳細な情報については **THNIC** のウェブサイトをご参照頂きたい。

THNIC website (URL: <http://www.thnic.net/index.php>)

T. H. NIC Co., Ltd.

111 Moo 9 Thailand Science Park, 2nd Floor, Room P-206

Pholyothin Road Klong Nueng, Klong Luang Pathumthani 12120

Tel : +66-2-244-8261

Fax : +66-2-564-8033

ドメインネームの保護 :

ドメインネームの登録は、その名前に法的な権利を与えないので、特定の名前を使用する権利について当事者と論争がある場合には、通常の法的な意味を使用している側との間で解決されるべきである。

タイはドメインネームの保護に関する特別の法律がないが、商標法、刑法の第 271-272 条、民商法の第 420-421 条をドメインネームの違反に適用することが出来る。

商標法とドメインネームとの関連性：

商標法によると、商標とは「標章所有者の使用する物品が他人の使用する物品と異なることを表すため、物品あるいは物品に関連して使用、若しくは使用目的とした標章」と規定され、「標章」とは、「語句若しくは名前」を含んで定義されている。

一般の人々にでっち上げ、もしくは誤解させる意図で、他者から商標使用許可を得ずにその他者の登録商標を使用することは、商標法の侵害行為となる。

所有者からの許可なく商標をドメインネームとして使った場合は、商業目的で商品又は役務に「標章」を使用したと判断される。それは侵害行為の定義に該当する。

刑法とドメインネームとの関連性：

刑法第 271 条：商品の出所、性質、品質もしくは質量に関して買い手を騙す意図で、不正にもしくは詐欺的なあらゆる方法を使って、商品を販売した者は、もしその者の行為が不正行為及び詐欺行為を構成しない場合には、3 年以下の禁錮刑もしくは 6 千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。

(注：上記行為が詐欺罪を構成する場合には、別途、タイ国刑法第 341 条－348 条（第 3 章 詐欺罪）が適用される。)

第 272(1) 条：

一般の人々に対して他人の商品もしくはビジネスであると信じさせることを目的として、他人のビジネスに使用されている名前、写真、絵、あるいはその他の内容を使用したり、もしくは商品、包装、包装に使用する物に表示したり、内容を記載したり、価格を表示したり、もしくはビジネスに関する手紙もしくはその他の物に表示した者は、1 年を超えない禁錮刑もしくは 2 千タイバーツの罰金、あるいはその両方を科せられる。

他者の登録商標と同一かもしくは類似したドメインネームを、所有者の許可なしに商業目的で使用した場合には刑法が適用される。しかし、もし非商業目的で使用した場合には適用されない。

民商法とドメインネームとの関連性：

第 420 条：意図的にもしくは不注意により、法に違反して、他人に対して命を落とす程度の損害を与えたり、身体に危害を与えたり、健康あるいは自由を犯したり、財産や権利を侵害した者は、その行為に対する賠償行為を行わなければならない。

第 421 条：他人に危害を及ぼすことを目的として行為を行うことは非合法である。

侵害された登録商標の商標権者は、その登録商標を許可なくドメインネームとして使用され、自らあるいは自分のビジネスが侵害されたということを証明しなければならない。

さらに、商標権者は、そのドメインネームが、個人名もしくは法人名、あるいは個人名か法人名である登録商標を侵害しているとき、民商法第 18 条を根拠として、ドメインネームの登録を取り消すよう民事裁判所に申し立てることができる。

第 18 条：

もし、資格を与えられた個人による名前の使用权が他者と争われた場合、もしくは資格を与えられた個人の所有権が、他者が同じ名前を許可なく試用することによって侵害された場合、その者は、その侵害の禁止を要求することが出来る。もし侵害が継続して行われていることが認められた場合には、その者は差止を請求することができる。

裁判所の管轄：

ドメインネームは、もしその案件が商標法、もしくは刑法の第 271-275 条の規定のもとで争点が生じていた場合には、民事若しくは刑事事件に関わらず、IP・IT 裁判所に訴訟提起することが出来る。しかし、民商法の第 420 条もしくは第 421 条から生じた係争については、IP・IT 裁判所の管轄ではない。民商法の元で不法登録ドメインネームに関して係争手続きを行う場合は、民事裁判所に扱われる。